

各 位

林野火災により被災された皆さまへのご相談・お手続きについて

令和7年3月23日に発生した林野火災により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、今回の災害により被害を受けられました方々への支援を目的として、相談窓口を設置するとともに、各種のご相談・お手続きについて下記のとおり対応いたしますので、お知らせします。

記

○相談窓口の設置について

〔設 置 日〕2025年3月27日（木）

〔設 置 店〕今治支店、日吉支店、波止浜支店、桜井支店、菊間支店、今治南支店、富田支店、日高支店、鳥生支店、大西支店、壬生川支店、丹原支店、今治市役所出張所
※ローンプラザ今治（今治支店内）は休日も対応

〔電話相談〕フリーダイヤル 0120-64-1414（受付時間 平日9:00～17:00）

○ご相談・お手続きについて

〔取 扱 店〕国内全営業店

- （1）預金証書、通帳、キャッシュカード、お届印を紛失された方は、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いの手続きをさせていただきますので、ご相談ください。（ご本人さまを確認できる資料をできるだけお持ちください。）
- （2）定期預金、定期積金等の期限前のお払戻しが必要な場合、もしくは、これらを担保とする貸出についてもご相談ください。
- （3）今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ取立に応じることとしておりますので、ご相談ください。
- （4）災害時における手形、小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分等については、ご相談ください。
- （5）損傷した紙幣・硬貨の両替等は、窓口でお取り扱いさせていただきます。
- （6）国債を紛失された場合は、窓口にご相談ください。
- （7）災害復旧に向けた各種ご融資やお借入れ資金の返済は、融資取扱店舗の窓口にご相談ください。災害の状況や影響等に応じて、融資手続きの迅速化、簡便化、および柔軟な対応に努めます。
- （8）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続きは、窓口にご相談ください。
- （9）罹災証明書が必要な手続きは、市町村の交付状況等を考慮し、お取り扱いさせていただきます。
- （10）休日営業または営業時間の延長を決定した場合は、あらためてお知らせいたします。

以 上